

<審議の概要>

(※委員の紹介など、審議に直接関係のない部分を一部、省略しております。)

(開 会)

【会長】： 本日の出席者数につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

【都市計画課長】： 事務局をしております都市計画課長でございます。

委員の出席者数でございますけれども、26名でございます。福岡市都市計画審議会条例第6条第2項に基づきまして、総数27名の2分の1以上に達しておりますので、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

以上です。

【会長】： 次に、前回の令和5年度第3回の会議録につきましては、委員の皆様にも送付しておりましたが、会長、署名委員の確認の上、確定いたしましたので、ご報告いたします。

今回の会議録の署名委員につきましては、福岡市都市計画審議会運営要綱第7条第3項の規定に基づきまして、1号委員から【委員】、2号委員から【委員】を指名させていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

なお、会議録につきましては、福岡市情報公開条例第7条の各号にある非公開情報の部分を除き、公開するものとなっております。委員の名前を省いた形で市のホームページに掲載いたします。

それでは、議案の審議に入りたいと思います。

本日の議案は、「地区計画の変更」「市街地再開発事業の決定」「道路の変更」「都市高速鉄道の変更」について、市長から諮問がありましたので、ご審議をお願いいたします。

本日の資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【都市計画課長】： 本日お配りしております資料についてご説明いたします。

お手元の上から会議次第、委員名簿、座席表、都市計画案の縦覧結果について、また冊子としまして、議案書、議案参考資料をお配りしております。

本日の資料は以上でございますが、不足はございませんでしょうか。不足等ありましたら、お近くの職員までお知らせください。

【会長】： それでは、議案第1号から第6号につきまして、天神明治通り地区に関連する内容です。一括でのご説明を事務局からお願いいたします。

(諮問事項の説明)

【都心事業推進課長】： 天神明治通り地区関連の議案第1号から6号についてご説明をさせていただきます。

6つの議案につきましては、全て天神二丁目南ブロック（駅前東西街区）、いわゆる新天町・パルコ周辺街区の再開発に関するものでございまして、参考資料にてまとめてご説明をさせていただきます。

参考資料3ページをお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

【会長】： はい、どうぞ。

【都心事業推進課長】： それでは、1. 地区計画の変更等の理由ですが、当地区では建物の老朽化が進み、耐震性や防災性の課題を抱える中、事業者において、市民の方々に安全・安心して来訪いただけるよう、耐震性の高いビルへの建て替えとあわせて、まちづくりに向けた検討がなされてきたところでございます。

今回、合意形成が図られたことから、地区計画の変更及び市街地再開発事業、地下通路の整備に向けた手続きを進めているものでございます。

2. 地区の概要ですが、今回の計画地は、天神明治通り地区のうち、赤で着色しました約2.2haの区域でございます。用途地域は商業地域並びに防火地域、容積率は西街区700%、東街区800%、建蔽率は80%となっております。

3. まちづくりの基本的な考え方ですが、「耐震性の高いビルへの建て替え」とあわせまして、「若者からお年寄りまで天神に行きたいと思っていたけるまちづくり」に向けた検討のほか、西街区では、「新天町の歴史を継承した未来に向けた商店街」の実現と、天神と大名をつなぐ商店街通路の継承、東街区では、エンタメ・カルチャー施設等を例として、「新たな文化芸術機能」の導入を図るとともに、都心の森1万本プロジェクトを推進する「民間管理による公園」の整備を検討してまいります。

また、東西街区の間には地下鉄ときらめき通りをつなぐ「新たな地下通路」を整備するとともに、両街区では、メルヘンチャイムやかっぱの泉など「まちの記憶」の継承、広場空間等への花や緑・アート等の設置などに取り組んでまいります。

4ページをお願いいたします。

4. 地区計画の概要ですが、こちらにつきましては、議案第1号に関連する内容となっております。

方向性実現のための手法といたしましては、地区計画等により容積率緩和などのインセンティブを活用し、建物の耐震性の向上や新たな機能の導入を誘導するとともに、新たに地下通路や商店街通路、多層階の歩行者ネットワークや広場などの機能を確保してまいります。

また、市街地再開発事業により、地権者が一体となって共同ビルへの建て替えや公共施設の整備などを行うこととしております。

主なまちづくり取組みの概要ですが、黒丸で示します必ず実施していただく項目と、白星で示します取組みを誘導する項目別に示しております。

主な項目といたしましては、耐震性の高い建物の整備や未来に向けた商店

街の実現、新たな文化芸術機能の導入を誘導するとともに、地下通路や歩行者用通路、広場の整備とあわせ、民間管理による公園の高質化を誘導してまいります。

また、歴史、文化等の活用や沿道の緑化、低層部へのにぎわい施設の配置を、さらに、駐車場共用車路や共同荷捌き駐車場の整備を誘導してまいります。

次に、主要な公共施設、地区施設の配置及び規模でございます。これは上で示しました黒丸の取組みを実現するために、地区整備計画等へ位置づけるものでございます。赤色の四角及び点線は主要な公共施設、青色の四角及び点線は地区施設となっております。

主なものといたしましては、渡辺通り側に、駅や地下街、地下通路などをつなぐ赤色の四角で示します広場を、地上、地下、2階の多層階に配置するとともに、東西方向の利便性とにぎわいを確保し、東西回遊性の向上を図るために、赤色と青色の点線で示します歩行者用通路や、広場についても多層階に配置してまいります。

さらに、西街区の新天町におきましては、商店街通路の継承を図ってまいります。

また、メルヘン通りの地下に地下鉄ときらめき通り地下通路をつなぎます新たな地下通路を整備することといたしております。

なお、左下の※印に記載しておりますが、新たな地下通路や商店街通路につきましては、公共性の高い基盤整備となるため、国の補助制度の活用も含めて支援のあり方を検討してまいります。

また、議案第5号及び6号に関連する内容としまして、右側の※印に記載しておりますが、今回、地区内にあります西鉄福岡（天神）駅につきましては、旧福岡駅ビルの階段部分において、地区計画により多層階に配置する広場を中心に歩行者ネットワークを形成し、交通結節機能を拡充するとともに、地下鉄天神駅につきましては、既存の出入口機能を地区計画により確保することから、これら鉄道施設の都市計画区域を変更するものでございます。

5ページをお願いいたします。

建築物等に関する事項としましては、建築物の用途につきましては、風俗営業施設等の制限を行うとともに、市街地再開発事業の要件であります容積率の最低限度300%などを定めるとともに、容積率の最高限度といたしまして、西街区では指定容積率700%を地区整備計画への貢献を評価しまして900%とし、まちづくりの取組に応じて最大1,350%を最高限度とするとともに、東街区では指定容積800%を、西街区と同様の考え方に基つきまして、最大1,550%を最高限度としております。

次に、5. 市街地再開発事業の概要についてですが、こちらにつきましては、議案第2号及び第3号に関連する内容となっております。

建築物及び建築敷地の整備に関する計画といたしまして、西街区及び東街区における建築物の計画は記載のとおりでございますが、主要用途としまし

ては、それぞれ店舗、事務所、文化・情報発信等となっており、東街区ではこれに加えてホテル等となっております。

公共施設の規模につきましては、右の図中に示しておりますが、道路につきましては、天神地下道16号線として、メルヘン通り地下に幅員6mの地下通路を新設するとともに、西街区において、市道天神23号線を西側に付け替えることとしております。

また、東街区内における福岡駅通りを再配置し、約1,100㎡の公園を新設することとしております。

6. メルヘン通りの地下通路の概要についてですが、こちらにつきましては、議案第4号に関連する内容となっております。

市街地再開発事業で整備予定の地下通路を都市計画施設として定めるものでございます。延長は約190m、事業主体は民間事業者による整備、管理を予定しております。

前のページでもご説明いたしましたが、新たな地下通路につきましては、公共性の高い基盤整備となるため、国の補助制度の活用も含めて支援のあり方を検討してまいります。

最後に、7. スケジュールの予定でございますが、7月に行いました都市計画案の縦覧では、縦覧者数64名に対しまして意見書の提出はございませんでした。

本日のご審議を経て、10月及び1月に都市計画決定を予定しております。

令和7年度以降における市街地再開発事業の事業計画及び組合設立等の認可を目指して取り組んでまいります。

なお、次ページ以降には、地区計画や地下通路、地下鉄天神駅、西鉄福岡(天神)駅の新旧対照表や図面を添付しておりますので、適宜ご参照ください。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(諮問事項に関する質疑・意見等)

【会長】： ただいま事務局より説明がございました議案第1号から第6号について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

【委員】： ただいまの説明について、何点かお尋ねをしたいと思います。まず、地区計画の変更等の理由のところ、事業者において取り組まれているという記載がありますけれども、この事業者というのは何を指しているのかということ。

そして、同じページの下の左のほうに、西街区について、「新天町の歴史を継承した未来に向けた商店街の実現」とありますけれども、これは現在の新天町がどのような形で残っていくのか。「未来に向けた商店街」という表現がされていますけれども、具体的には、今この商店街を構成されておられる商店の皆さんが、この事業の後に、この地域で引き続き残って事業ができ

るのか、それについてお尋ねしたいと思います。

これは合意という表現もされたと思いますが、再開発なりの進め方について、当事者の皆さんがしっかりと納得、合意をいただいているのかということとも関連すると思いますので、そこについてお尋ねをしたいと思います。

【会長】： はい、どうぞ。

【都心事業推進課長】： まず、お尋ねの事業者につきましては、東街区、西街区の土地、建物等を所有されている方々、地権者等でございます。そういった方々が中心になりまして、お話し合いをなされ、合意形成されたところでございます。

また、西街区の新天町につきましては、どのような形で残るかというお尋ねでございますが、1階部分には商店街の通路という形で地区計画案に位置づけており、今の商店街の形式が基本的に残される形で継承され、今後、再開発ビルの中の低層部に計画されていくものと考えております。

また、今回の合意形成につきましては、新天町には組合と公社という2つの組織の中で、建物の老朽化が進み、耐震上や防災上の課題を抱えていることから、市民の方々にも安全・安心して来訪いただけるように、一刻も早い建て替えに向けて一致団結して取り組まれ、合意形成がなされてきております。ご説明しましたように、「新天町の歴史を継承した未来に向けた商店街」を実現するというところで、市にもいろいろご要望いただきながら進められてきているところでございます。

長年商店街で店舗を営業されてこられた方々が中心となりまして、商店街の事業推進、運営をされている組合や公社において、建て替え決議がなされ、今回の計画となっているところであり、各者の意向をきちんと踏まえながら進められてきていると聞いております。

以上でございます。

【会長】： はい、どうぞ。

【委員】： 基本合意は図られているということや、商店街としての通路は低層階に残るとおっしゃいましたけれども、通路の形で残していくということはあるにしても、本当に長年ここで営業をされてきた方々が、再開発後にここに残って事業ができるのかというのは、これはまた明確に担保されているものではないのではないかと思います。それは事業がどう進捗していくのか、そしてまた地価の関係もあると思います。これは急騰しておりますのでね、天神周辺で事業を営むということ自体がなかなか大きなハードルがあると。これは既に営業が始まっているイナチカの飲食店街を見ても地元、もともとこの周辺でやられた方々というのはほとんど見受けられませんよね。入れ替

わってしまった。これが新天町でも起きるのではないかという懸念を持っておりますし、当事者の方からも私何件かお話を聞きましたけれども、非常に不安だという声があります。計画を推進される方々の中では合意をしていますが、商店街を構成される方々全てにそれが言えるのかというと、今そうっていないのではないかと考えておりますが、そこら辺をもう少し説明いただければと思います。

それと、地下通路や歩行者用通路、それから、公共施設としての公園、これが多々計画されるようではありますが、誘導するという含めてですね。これは公共性が高いから、国の補助制度の活用も含め支援のあり方を検討すると。このやり方がですね、やっぱり国の公金を投入していく、そして福岡市独自の補助制度をつくっていくということにつながるの間違いはないと思うんですよ。これはどのくらいの財政投入がされていくのか。これは現時点で示せるものがあるなら示していただきたいし、事業を走り出して、次々とこれも金が入る、これも金が入ると、これはあまりよろしくない。ある程度の見通しを持った上での財政負担、国も市もどうなのかと。を持った上での検討をされないとおかしいのではないかと考えています。そこをお尋ねしたい。

それと、防災のことも触れられましたけれども、耐震性が高いビルに建て替えるというのは今や当然のことだと思うんですが、警固断層や周辺の幾つかの断層も確認されている中で、とりわけこの天神周辺の耐震性の向上というのは、一般的な耐震性にさらにかさ上げをしないとよろしくないと思っています。それはきちっとなされていくのかどうか。

それと、渡辺通りの東側も今どんどん進んでいますけれども、今回、この西側に着手されていくということになって、この天神でいざ大きな揺れが来たときの避難場所、これは確保されるのか。ここのビルの中の広場等を活用するということなのか、地下なのか、あるいはこの周辺ではなく、別なところに避難所、一時避難できる場所を確保するのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

【会長】： はい、どうぞ。

【都心事業推進課長】： 何点かお尋ねいただきましたので、順にお答えいたします。

まず、営業されてきた方々が残られる担保の話が1つ目かと思いますが、新天町がいろいろと検討されてきた中で、事業の手法としまして、今回お示しております市街地再開発事業という権利変換や、税制優遇などによって建て替えがスムーズにできる手法を選択されたところであり、そういった意向を我々としても受けまして、手続きをしているものでございます。

その中で、権利変換としましては、今の建物において賃貸借契約を締結されている組合の方々は、再開発ビルに権利が置き換わる手法になっておりますので、基本的には、残られる方のご意向を踏まえた形で計画がなされていくことになると思います。

その後の賃貸借契約等の条件などにつきましても、今後、組合及び公社と各店舗の間の中で、各ご意向を踏まえた協議がなされるものと考えております。

また、公金、いわゆる補助金の導入に関してですが、ご説明させていただいたとおり、新たな地下通路や商店街通路につきましても、公共性の高い基盤整備となるため、この事業において、国の補助制度の活用も含めた支援のあり方を検討しているところでございますが、現在、事業者におかれまして、施設の計画など具体的な検討がなされているところでございます。今後、資金計画や整備時期などを含めて事業が具体化されていくところですので、その段階でお示しできる状況になりましたら、様々な所にお諮りしながら、適切に対応させていただきたいと考えております。

あわせて、耐震性の向上についてでございますが、基本的には今回の天神ビッグバン等において、容積率緩和制度を活用する中で、建築基準法における耐震の係数をさらに上乘せした形へ誘導等を図ってまいりたいと考えております。

【会長】： はい、どうぞ。

【都心創生課長】： 天神地区の避難所につきましては、まず、屋外の一時退避場所として天神中央公園や警固公園が位置づけられており、一時避難所として、大名公民館や市役所1階ロビー、舞鶴公民館などが位置づけられております。

また、寄る辺のない帰宅困難者の受入れ施設につきましても、公共施設、民間施設を合わせて11か所確保しており、そこで災害時の避難者の受入れを行うこととなっております。

以上でございます。

【会長】： よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】： この事業が続けられるのかどうかについては、今後、経費については様々な手だてが取られていくということをおっしゃいましたが、具体的には賃貸借契約が結ばれるケースが多いと思うんですけどね。そのときになってこの経費が当初の想定よりも相当高くなる、事業を続けることを断念せざるを得ない、これが既に起きてきた事態ですよ。だからね、ここの新天町はそうならないとは言えないわけで、先ほどの答弁でもそこは断言されなかったわけですから、大変大きな懸念を持ちます。

それと、経費、公費の投入についても今後適切にということですが、全く我々もどの程度の公費が入るのかというのが見えないまま、この地区計画の変更を容認していくというやり方がずっと続いているわけですよ。蓋を開けてみたら何十億円入っていくとかね。これは一般道の整備等も付け替えも含めてですけど、そういうやり方なんですよね。だから、民間が主体となって

やられるということだけでも、公金投入なしには成り立たない事業ですよ。そこはね、その金の入り方が適切なのかというのを検証しないままゴーサインを出すというのは、私はいかがなものかなと思っております。

それと、防災については、中央公園、警固公園と言われました。それから、寄る辺ない方々について云々と。これは議会でも議論してきていますけど、とても足りませんよね、一時避難所としても。天神に人を呼び込んでいく、誘導していくというときにですよ、数万人の人が天神にいるという中で揺れた場合にどうするのか。これは寄る辺のない方々の避難所として、競艇場が一番収容人数としては大きいものとして想定されていると。この天神ビッグバン地域で避難するときに競艇場まで行くかという話なんですよ。その現実性を持ってね、揺れた場合に、本当に大丈夫かと。とんどん人を集める、呼び込んでいく、こういうやり方がこれからの時代にふさわしいのかというのが問われていると思います。既に走り出して、今からやめることはできないとおっしゃるんですけども、もうそろそろ事業中途であっても、このビッグバンについては少し立ち止まってみたほうがいいと思いますし、天神が企業や人が集まる場所になるとはいえ、やっぱり若者たちには魅力のない地域に現状としてはなっていますよね。これも繰り返し言っていますが、渡辺通りの東側、市役所側は若者の姿はほとんど見えない。イナチカに少し見られるぐらいですよ。それで今パルコ周辺にいるんですけども、ここの再開発事業が始まって数年間どうなるのかと。若者は寄りつかなくなってしまうんじゃないか。ここに書いてあるようなものが実現したとしても、そのときに天神に集まる人の力があるのかどうか、ここら辺もちょっと長いスパンで見させていただきたいと思いますね。天神ビッグバンが福岡市民全てに還元されるような事業にはなっていない。一部の方々が集う、そういう事業になってはいらないかということは引き続き重大な問題として考えておるところです。意見として述べさせていただきたいと思います。

【会長】： 他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】： 車の扱い方についてお伺いしたいのですが、4. 地区計画の概要のところは駐車場共用通路の整備という形で、通路についてはあるけど、駐車場がどのようなイメージになるのかを、附置義務条例については少し緩和というかあると思うんですが、この辺りの駐車場の考え方について確認をさせていただきたいと思います。

【都心事業推進課長】： 駐車場につきましては、今回、共用車路におきまして、西街区から入り、地下で西街区と東街区がつながる形で駐車場が設けられる計画となっております。

また、駐車場の台数につきましては、おっしゃっていただいたように、駐車場の台数をなるべく減らせるように、附置義務条例に基づきまして、隔地

化や公共交通利用の促進などを図ってまいりたいと考えております。
以上でございます。

【会長】： よろしいですか。
他にいかがでしょうか。【委員】からお願いします。

【委員】： 4ページの環境負荷の低減に配慮した都市環境の創出ということで、「緑化の推進」と書いてありますが、ヒートアイランド現象を低減していくという、この地域の中での考えをお聞かせいただければと思いますが。

【会長】： いかがでしょうか。

【都心事業推進課長】： まず、緑化につきましては、新たにできます公園を緑豊かな公園にするため、今後、事業者と協議を進めてまいりたいと考えております。
また、環境負荷につきましても、今後、事業者との建物、施設計画等の協議におきまして、環境に配慮されたビルへの誘導を進めてまいりたいと考えております。
以上でございます。

【会長】： どうぞ。

【委員】： この「配慮」という言葉が抽象的で、どこまでというのが、これから調整していくということをおっしゃられるんですけども、やはり世界では緑化を本当に本格的にちゃんと計画の中にも入れ込んでいくというのが主流になってきています。
それで、「都心の森1万本プロジェクトを推進する」と書いてありますがけれども、私は公園だけではなくて、この計画を見ますと、いろんなところに緑化を進めるようには一応書いてありますが、市の考えとしては、その1万本プロジェクトをどのようなところまで持っていこうと思われているのか、お答えをお願いしたいと思います。

【会長】： いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【都心創生課長】： 都心の森1万本プロジェクトの取組みにつきましては、令和5年2月に容積率の緩和制度を運用改善しまして、都心の森1万本プロジェクトに寄与するプロジェクトに対しては、容積率の緩和を適用できるようにしております。
これまでも、福岡大名ガーデンシティにおきまして、アートによる彩りを備えた緑豊かな憩いの空間などを創出しており、今後も開発にあたり、緑化に配慮したまちづくりを誘導してまいります。

以上でございます。

【会長】： はい、どうぞ。

【委員】： 都市全体でどのぐらい、どういう配置でというのは、やはり自治体としてのイニシアチブがあって、民間との調整とか配慮とか、何かその緩い感じではなくて、しっかり計画の中に、その計画の何割程度がこの部分であるとか、やはり壁面や屋上も含めて、いろんな指示とまではならないかもしれないとしても、計画に盛り込む、その意思がもっとはつきり出てくるべきだなとは思っています。1万本というのが本当にアクロスの4分の1でしかない分なんですよね。あそこが4万本ほどにもなっているんで、この都市の1万本というのは本当にちょこっとという感じしかならないんですよね。なので、もっともったきちんと緑化を進めていくという、この天神ビッグバンに関しては、私も全面的に賛成というわけではないんですけれども、いろんな変更をしていく中で、緑化は本当に大きな柱の一つにしなければならないと思っていますので、意見として述べておきます。今後どのようにされていくのか、しっかりと市民にも分かるような発信をしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

【会長】： ありがとうございます。
続きまして【委員】。

【委員】： お尋ねなんです、天神の主なまちづくり取組みの概要のところ、必ず実施する項目が黒丸で、取組みを誘導する項目が星マークということになっております。先ほどから防災に対してのご意見がいっぱい出ていて、私も防災を本当に心配しているんですが、耐震性の高い建物、防災備蓄倉庫、災害時の避難場所が何で星マークなんだらう。これは何で黒丸じゃないんだらうというのが一つの疑問です。

それと、5ページになりまして、都市緑地で公園を新設と書いてあります。この新設公園には防災施設ですね、ベンチを外すとトイレになるとか、御飯を炊けるようになるとか、そういった計画はあるのでしょうか、伺いたいと思います。

【都心事業推進課長】： まず、誘導する項目のところの防災がなぜ黒丸ではないかというご指摘ですが、黒丸印につきましては、地区整備計画に位置づける項目としております。耐震化の取組みについては、地区計画には方針としては書いておりますが、地区整備計画に位置づけて図面に示すというものではございません。そのような違いから白星印にしておりますが、事業者からも同趣旨の取組みの提案をいただいておりますので、今後の協議の中で耐震、特に防災に向けた取組みについては協議を進めていきたいと考えております。

また、公園につきましては、災害時において一時的に避難される場所にもなると考えております。逃げ込んで来られても大丈夫な設えや、都心部の中でどのような形が取れるかということは、今後協議になるかと思いますが、防災に配慮した計画になるよう協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【会長】： よろしいでしょうか。
他にいかがでしょうか。【委員】。

【委員】： 街角にある広場ですね、参考資料4ページの青い部分の緑化について伺いたと思います。

この街角は、建築側の例えばファサードデザインで非常に重要な場であるとともに、横断歩道等があって、今月は非常に暑い日が続きましたけれども、そういった樹木の木陰というのは非常に重要ですし、1万本の話が出ました。小さい木を植えるのもいいですけれども、やはり天神の風格として大きな木を育てると。そういうふうな風格ある50年、100年のまちづくりの計としてやっていただきたい。

その中で、街角のスペースというのは大きな木を育てるには非常にすばらしい立地ではあるんですけども、ここの広場の緑化のあり方、街路に関して緑化します、公園も緑化しますということがあるんですけど、広場に関してはどういった方針でしょうか。

【会長】： 街角広場についてのご質問でございます。

【都心事業推進課長】： ご指摘の内容につきましては、昨今の暑さ対策や、緑豊かな街並みにするという観点から大事だと思っております。例えば高木を植えるなど具体的な規定があるわけではありませんが、ご指摘の内容を踏まえて、今後、事業者と具体的に協議していきたいと思っております。

以上でございます。

【会長】： よろしいですか。

【委員】： デザイン上、取り合いになるスペースだと思うんですね。やはり最初から緑に関して計画に入れなければ、それは実現しないのも、確かだと思うんですね。ここら辺はもう少し緑化率にするのか、緑被率にするのか、大木みたいな言葉を入れるのか、市としても、ほかの街区にも影響しますので、ご検討いただきたいと思っております。

【会長】： よろしいでしょうかね。他にいかがでしょうか。はい、どうぞ、【委員】。

【委員】：今回、防災というところで、耐震性のところは大変期待しておりますけれども、一方で、水害とかには地下のエリアはちょっと弱いのではないかなというイメージがありますが、そのところを何か対策とかされていますでしょうかというのが1点と、あと関連して、地下から地上への避難経路というのはバリアフリー化とか、そういったことも考えておられるのでしょうか。

【会長】：2点でございます。いかがでしょうか。

【都心事業推進課長】：まず、地下の浸水対策でございますが、天神地区におきましては、天神地下街が中心にございまして、出入口を薬院新川の計画水位からある程度かさ上げして、浸水対策をしているところです。あわせて、福岡都市圏の浸水想定区域、いわゆる100年に1度の集中豪雨を想定した水位に対応する形で防水シートや止水板の設置もなされてきております。そういった取組みを踏まえまして、今回接続する周辺ビルにおいても同様な形で、出入口に止水板等の設置をするなどの協議を進めていきたいと考えております。一か所浸水しますと、やはりつながっていきますので、そのようなことがないよう連携して取組み、浸水の防止に向けた対策を取ってまいりたいと考えております。

地下から地上の避難の話ですけれども、今回造ります地下通路につきましては、北側は、地下鉄と接続いたしまして、そこから避難するというのと、現在新たに建設されておりますヒューリック福岡ビルにおいて、地区計画で確保されます階段等を使って地上に出入りするという形でございます。南側につきましても、きらめき通り地下通路と接続いたします。また、V I O R Oという商業施設から出入りができるような計画となっております。東西街区とも接続し、消防とも協議しながら、防災、避難誘導を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

【会長】：どうぞ。

【委員】：ありがとうございます。

階段とかエレベーターはあるかなとは思いますが、例えばスロープ的な車椅子ですとかベビーカーとか、そういったものでも避難できるような経路とか、そういうのは特に計画には今のところない感じでしょうか。

【都心事業推進課長】：今回設置します広場につきましては、もちろん階段等もありますが、エレベーター等の設置についても誘導を進めてまいります。バリアフリーに配慮した計画となるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【会長】： どうぞ。

【委員】： 1点気になるのは、エレベーターは災害時に動かなくなったりするとは思
うので、非常時なので仕方ないと思うんですけども、そういった場合でも
もバリアフリーで避難できるような経路があるといいかなと思いました。
以上です。

【会長】： よろしいでしょうか。
他にいかがでしょうか。

(なし)

【会長】： それでは、意見も出尽くしましたが、一度立ち止まってはというご意見も
いただいております。それで採決をしたいと思いますが、よろしいでしょ
うか。

(異議なし)

【会長】： それでは、議案第1号から議案第6号につきましては、関連する内容です
ので、一括での採決をいたしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】： それでは、議案第1号から第6号まで、賛成の委員の方は挙手をお願い
いたします。

(賛成者挙手)

【会長】： ありがとうございます。
それでは、賛成多数ということですので、本日の議案第1号から第6号ま
での議案につきましては、承認されたということにさせていただきます。あ
りがとうございます。
以上で本日の審議は終了させていただきます。
これより先は進行を事務局にお返しいたします。お願いします。

【都市計画課長】： 本日は活発なご審議をいただきまして誠にありがとうございました。
それでは、これをもちまして本日の審議会は終了とさせていただきます。
本日はどうもありがとうございました。

(閉会 午前11時22分)